

尾張西部ごみ処理広域化事業
環境アセスメント等業務委託

仕様書

2025 年 10 月

一宮市

第1章 総則

1 業務の目的

本業務は、一宮市及び稲沢市（以下「関係市」という。）が計画している尾張西部ごみ焼却処理施設（以下、「新施設」という。）の整備にあたって、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）に基づき、現況調査を行い、対象事業が周辺環境に与える影響を予測・評価するとともに、関係機関及び県民などの意見を踏まえ、環境影響評価業務を円滑に実施することを目的とする。また、2025年3月に策定した「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画（以下「広域化計画」という。）」を踏まえて、廃棄物処理施設整備に関する幅広い知識と高度な専門能力を有する専門機関の情報提供、内容検討、資料作成、調査、委員会運営等により、施設整備基本計画の策定及びPFI導入可能性調査を行う。

2 業務委託名

尾張西部ごみ処理広域化事業環境アセスメント等業務委託

3 業務委託期間

国の交付金内示日の翌日（交付金決定内示日は、2026年4月1日以降の予定）から2030年3月28日までとする。

4 業務委託場所

一宮市奥町字六丁山52番地（現 一宮市環境センター敷地内）

5 施設整備概要

（1）一宮市

- ア 整備予定施設 ごみ焼却処理施設 約412t/日
 破碎・選別施設 約40t/5h
- イ 建設予定地 現 一宮市環境センター敷地内

（2）稲沢市

- ア 整備予定施設 中継施設（環境影響評価は本業務の対象外）
 可燃ごみ処理施設分 約104t/日の一部
 破碎・選別施設分 約14t/5hの一部
- イ 建設予定地 現 稲沢市環境センター敷地内

6 提出書類

速やかに以下書類を提出すること。

（1）業務着手時

- ア 業務着手届
- イ 管理技術者等通知書
- ウ 業務計画書

エ その他必要な書類

(2) 完了時

ア 完了届

イ その他必要な書類

7 関係法令の遵守

業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 135 号）ほか、関係する法令、規則、細則等に従うものとする。

8 管理技術者及び照査技術者

受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、次の配置技術者毎に定める資格要件と実績要件を満たす技術者を配置しなければならない。なお、公告日以前に 6 か月間以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとする。また、管理技術者、照査技術者、担当技術者（施設整備基本計画）と担当技術者（環境影響評価）は、他の技術者との兼務はできないものとする。

(1) 管理技術者

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士（総合技術監理部門 建設—建設環境に関する専門分野）、技術士（建設部門 建設環境に関する専門分野）、技術士（環境部門 環境影響評価に関する専門分野）、技術士（総合技術監理部門 衛生工学—廃棄物に関する専門分野）、技術士（衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野）の内、いずれかの資格を有すること。

イ 2014 年度以降に地方公共団体が発注する以下のいずれかの業務に、管理技術者として従事し完了した実績を有すること。

(ア) 発電付きごみ焼却（溶融処理含む。）施設（以下「ごみ焼却施設」という。）に係る「環境アセスメント業務（都道府県・政令市の環境影響評価条例に基づく環境影響評価の配慮書手続から評価書手続まで一連の業務を完了した実績に限る。ただし、契約形態が一括であるか否かは問わない。以下、同じ）」

(イ) ごみ焼却施設及び破碎・選別施設に係る「施設整備基本計画策定業務」及び「PFI 等導入可能性調査業務」

(2) 照査技術者

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士（総合技術監理部門 建設—建設環境に関する専門分野）、技術士（建設部門 建設環境に関する専門分野）、技術士（環境部門 環境影響評価に関する専門分野）、技術士（総合技術監理部門 衛生工学—廃棄物に関する専門分野）、技術士（衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野）の内、いずれかの資格を有すること。

イ 2014 年度以降に地方公共団体が発注する以下のいずれかの業務に、管理技術者又は照査技術者として従事し完了した実績を有すること。

(ア) ごみ焼却施設に係る「環境アセスメント業務」

(イ) ごみ焼却施設及び破碎・選別施設に係る「施設整備基本計画策定業務」及び「PFI 等導入可能性調査業務」

(3) 担当責任技術者（施設整備基本計画）

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士（総合技術監理部門 衛生工学—廃棄物に関する専門分野）、技術士（衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野）の内、いずれかの資格を有すること。

イ 2014 年度以降に地方公共団体が発注するごみ焼却施設及び破碎・選別施設に係る「施設整備基本計画策定業務」に、管理技術者又は担当責任技術者として従事し完了した実績を有すること。

(4) 担当責任技術者（環境アセスメント）

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士（総合技術監理部門 建設部門—建設環境に関する専門分野）、技術士（建設部門 建設環境に関する専門分野）、技術士（環境部門 環境影響評価に関する専門分野）の内、いずれかの資格を有すること。

イ 2014 年度以降に地方公共団体が発注するごみ焼却施設に係る「環境影響アセスメント業務」に、管理技術者又は担当責任技術者として従事し完了した実績を有すること。

(5) 担当責任技術者（都市計画決定手続支援）

2014 年度以降に地方公共団体が発注するごみ焼却施設に係る「都市計画決定手続支援業務」に、管理技術者又は担当責任技術者として従事し完了した実績を有すること。

(6) 担当責任技術者（PFI 等導入可能性調査）

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士（総合技術監理部門 衛生工学—廃棄物に関する専門分野）、技術士（衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野）の内、いずれかの資格を有すること。

イ 2014 年度以降に地方公共団体が発注するごみ焼却施設及び破碎・選別施設に係る「PFI 等導入可能性調査業務」に、管理技術者又は担当責任技術者として従事し完了した実績を有すること。

9 関係機関との協議

業務の施行にあたり、関係機関との協議において説明資料が必要な場合、若しくは出席が必要な場合は誠意をもって対応すること。

また、打合せや会議後速やかに打合せ記録簿・議事録を 2 部作成し、監督員と管理技術者が確実に確認し合い、それぞれが保管すること。

10 資料の貸与

業務を実施するにあたり、必要な資料の収集、調査等は原則行うこと。なお、本市が有する資料については貸与するが、貸与した資料のリストを提出すること。また、使用後は速やかに返却すること。

11 秘密の保持と中立性の義務

受託者は、本業務の遂行によって知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守すること。

12 その他

業務を実施するにあたり必要に応じて下記の支援等を行う。

(1) 関係市町・機関との打合せへの出席

- (2) 住民説明会等の資料作成及び出席等の運営支援
- (3) 業務遂行のために必要と判断される資料作成
- (4) 本市と稲沢市のごみ処理の広域化・施設の集約化に係る事業において、申請が可能な交付金、補助金等などが漏れなく交付されるようにすること。
- (5) 成果品等の文章は、複数人で精査を行うなど、誤字や内容の誤りなどがないようにすること。

13 成果品

(1) 環境アセスメント業務

ア	計画段階環境配慮書及び要約書	100部 要約書100部（くるみ製本）
イ	計画段階環境配慮書（配慮書の案を含む）地元説明会配布資料	300部
ウ	環境影響評価方法書及び要約書	100部 要約書100部（くるみ製本）
エ	環境影響評価方法書地元説明会配布資料	300部
オ	環境影響評価準備書及び要約書 （準備書は、本編、資料編に分冊することも可）	100部 要約書100部（くるみ製本）
カ	環境影響評価準備書地元説明会配布資料	300部
キ	環境影響評価書及び要約書評価書 （評価書は、本編、資料編に分冊することも可）	50部 要約書50部（くるみ製本）
ク	環境影響評価業務報告書	3部

(2) 都市計画決定手続支援業務

ア	都市計画構想段階評価書及び要約書	50部 要約書50部（くるみ製本）
イ	都市計画の概略案	120部
ウ	都市計画の案	120部

(3) 施設整備基本計画策定業務

ア	業務報告書	50部（くるみ製本）
イ	業務報告書（概要版）	100部

(4) PFI等導入可能性調査業務

ア	業務報告書	50部（くるみ製本）
イ	業務報告書（概要版）	100部

(5) その他

ア	打合せ記録簿・議事録	1部
イ	その他必要な書類及び電子データ（DVD等）	2部

第2章 業務内容

1 環境アセスメント業務

(1) 環境影響評価に係る計画段階配慮書の手続き

ア 計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）の作成

愛知県環境影響評価条例（以下、「県条例」という。）第4条の2に規定する計画段階配慮事項の検討及び県条例第4条の3に規定する配慮書の作成にあたっては、配慮書の案について一般の環境の保全の見地から意見の聴取を経たうえで行うものとする。業務内容については以下のとおりとする。

- (ア) 施設配置等に関する複数案の作成及び設定
- (イ) 事業特性に関する情報の把握
- (ウ) 地域特性に関する情報の把握
- (エ) 計画段階配慮事項の選定
- (オ) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価手法の選定
- (カ) 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の実施
- (キ) 配慮書の作成（要約書を含む。）

また、配慮書の作成（配慮書の案を含む。）にあたっては、次のことに留意する。

- ・記載内容については、一貫性のある内容となるように配慮するとともに、できる限り写真、図、グラフ等を用いることにより、分かりやすい内容とする。
- ・対象事業の計画の内容について、事業の必要性を出来る限り具体的に記述するとともに、対象事業の計画の背景についても記載する。
- ・環境要因と環境要素からの調査・予測・評価項目の選定結果並びに位置等に関する複数案の選定項目ごとの相互比較結果についてはマトリックスによる表示を行うなど、分かりやすく表示するように努める。
- ・著作権その他に関する問題が生じないようにする。なお、縦覧及び公表等においても同様の取り扱いとする。

イ 打合せ協議

配慮書等の作成等に係る打合せ協議を実施し、その記録を作成する。

ウ 意見概要及び見解書の作成

配慮書の案に係る聴取した意見を整理するとともに、各意見に対する見解を記載した書類を作成する。

エ 愛知県との協議支援

必要に応じて愛知県との協議への同席や資料作成などの支援を行う。

オ 愛知県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）への対応

必要に応じて審査会（部会が設置される場合は、部会を含む。以下同様）に同席し、説明の補佐を行うとともに、資料を作成する。

(2) 環境影響評価に係る方法書の手続き

ア 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成

県条例第5条に規定する方法書の作成にあたっては、配慮書の内容を踏まえるとともに、県条例第

4条の7に規定する配慮書についての知事の意見を勘案する。業務内容については以下のとおりとする。

- (ア) 事業計画の修正
- (イ) 地域特性の年次更新
- (ウ) 環境影響評価項目の選定
- (エ) 調査、予測及び評価に係る手法の検討
- (オ) 方法書等の作成（要約書を含む。）

また、方法書の作成にあたっては、次のことに留意する。

- ・記載内容については、一貫性のある内容となるように配慮するとともに、できる限り写真、図、グラフ等を用いることにより、分かりやすい内容とする。
- ・著作権その他に関する問題が生じないように配慮する。なお、縦覧及び公表等においても同様の取り扱いとする。

イ 打合せ協議

方法書の作成等に係る打合せ協議を実施し、その記録を作成する。

ウ 説明会への対応

県条例第7条の2に規定する方法書説明会に使用する資料の作成、説明会における資料の説明及び質疑応答の対応、議事録の作成等の支援を行う。

エ 意見概要の作成

県条例第8条に規定する方法書についての意見書を整理し、意見の概要を記載した書類を作成する。

オ 愛知県との協議支援

必要に応じて愛知県との協議への同席や資料作成などの支援を行う。

カ 審査会への対応

必要に応じて審査会に同席し、説明の補佐を行うとともに、資料を作成する。

(3) 環境影響評価に係る準備書の手続き

ア 環境影響評価の実施

方法書に基づき、環境影響評価指針に定めるところにより環境影響評価を実施する。

(ア) 調査及び予測

環境影響評価の項目に係る調査及び予測を実施する。調査日程については、監督員と受託者で協議して定めるものとする。

調査項目・内容を表1及び表2に示す。なお、これらは現段階で想定されるものであり、関係機関との協議等によって方法書作成過程で予測評価の対象となったものについては予測評価を行う。調査等の項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行い決定する。

(イ) 評価

対象事業の実施による環境影響が、環境要素ごとに実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は軽減されているか等について評価する。

また、国、愛知県等による環境の保全に関する施策における基準又は目標と整合性が図られてい

るか評価する。

イ 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成

上記（ア）～（イ）を踏まえ、環境影響評価指針に定めるところにより県条例第 13 条に規定する準備書を作成する。なお、事後調査については、その必要性を検討のうえ、事後調査を行う場合には実施計画についても策定する。

また、準備書の作成にあたっては、次のことに留意する。

- ・記載内容については、一貫性のある内容となるように配慮するとともに、できる限り写真、図、グラフ等を用いることにより、分かりやすい内容とする。
- ・著作権その他に関する問題が生じないよう配慮する。なお、縦覧及び公表等においても同様の取り扱いとする。

ウ 打合せ協議

準備書の作成等に係る打合せ協議を実施し、その記録を作成する。

エ 説明会等への対応

県条例第 16 条に規定する準備書説明会に使用する資料の作成、説明会における資料の説明及び質疑応答の対応、議事録の作成等の支援を行う。

なお、県条例第 19 条の規定により公聴会が開催されることとなった場合には、必要な支援を行う。

オ 意見概要及び見解書の作成

県条例第 17 条に規定する準備書についての意見書を整理し、各意見に対する見解を記載した書類を作成する。

カ 愛知県との協議支援

必要に応じて愛知県との協議への同席や資料作成などの支援を行う。

キ 審査会への対応

必要に応じて審査会に同席し、説明の補佐を行うとともに、資料を作成する。

（４）環境影響評価に係る評価書の手続き

ア 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成

県条例第 20 条第 1 項の知事意見を勘案するとともに、県条例第 17 条第 1 項の意見に配慮して準備書の記載事項に検討を加え、環境影響評価指針に定めるところにより、県条例第 21 条に規定する評価書を作成する。

業務内容については以下のとおりとする。

（ア）意見への対応

（イ）評価書等の作成（要約書を含む。）及び関係機関との協議

（ウ）評価書の補正

また、評価書の作成にあたっては次のことに留意する。

- ・記載内容については、一貫性のある内容となるように配慮するとともに、できる限り写真、図、グラフ等を用いることにより、分かりやすい内容とする。
- ・著作権その他に関する問題が生じないよう配慮する。なお、縦覧及び公表等においても同様の取り扱いとする。

イ 打合せ協議

評価書の作成等に係る打合せ協議を実施し、その記録を作成する。

2 都市計画決定手続支援業務

環境影響評価手続と併せて都市計画決定権者が行う以下の都市計画決定手続について資料作成、打合せ協議、説明会対応、都市計画審議会対応等の支援を行う。

支援にあたっては関係市町の都市計画関係部署と調整のうえ行う。

- (1) 都市計画構想段階評価書（案を含む）の作成・公表
- (2) 都市計画概略案の作成・公表
- (3) 都市計画案の作成・公告及び縦覧
- (4) 都市計画決定の公告及び縦覧

3 施設整備基本計画策定業務

(1) ごみ焼却施設及び破碎・選別施設

ア 整備基本計画策定業務期間

国の交付金内示日の翌日から2027年9月30日まで

イ 基本調査及び現状把握

基本計画を策定するにあたり、関係市町のごみ処理の現状等について、一般廃棄物処理基本計画及び循環型社会形成推進地域計画を踏まえ、最新年度の実績を加えて整理する。

また、建設予定地の立地条件及び建設支障物を把握し、整理する。

ウ 施設整備基本方針の検討

新施設の整備に関する基本方針の検討を行う。

エ 処理対象物及び施設規模の設定

処理対象物は、関係市町の上位計画である一般廃棄物処理基本計画等に定められる将来の分別を踏まえ設定する。

オ 計画ごみ質の設定

関係市町のごみ質分析結果等に基づいて、分別区分の見直しによる影響等を想定し、設定する。

カ ごみ処理方式の検討

ごみ焼却処理方式の検討資料の作成及び検討結果について整理する。

キ 関係法令の整理

新施設の整備に際して適用をうける法規制等を整理する。

ク 概略配置・動線計画の作成

建設予定地における各種規制や条件等を踏まえ、施設の配置計画及び敷地内の動線計画を作成する。

ケ 環境保全計画の作成

建設予定地における各種の規制等を踏まえ、周辺地域に十分に配慮した環境保全計画を作成する。

コ エネルギー利用計画の作成

ごみ処理に伴い発生するエネルギーを積極的に有効活用するため、発電方式及び場内外での熱利

用方式の可能性について検討し、エネルギー利用計画を作成する。

サ 残渣処理計画の作成

ごみ処理方式の検討に基づき、新施設での処理過程の各段階における残渣処理計画を作成する。

シ プラント設備計画の作成

ごみ処理方式の検討に基づき、処理フロー、プラント設備の方式、仕様等を検討し、プラント設備計画を作成する。

ス 土木建築計画の作成

概略配置・動線計画の作成、プラント設備計画の作成等を踏まえて、新施設の外構計画、平面計画、構造計画、デザイン計画等の土木建築に関する各種計画を作成する。

セ 施工計画の作成

新施設の建設工事に際して、施工上留意すべき対策等について検討し、施工計画を作成する。

ソ 付帯施設機能の検討

昨今の動向を踏まえて、環境学習機能や地域防災機能等について検討する。

タ 概算事業費及び交付金等の検討

新施設の建設コスト、管理運営コスト（運転管理費、用役費、補修修繕費）を算定する。

また、新施設の整備を進めるにあたり、活用できる交付金等を整理する。負担額の見込みが分かるよう内訳を作成する。

チ 運営管理計画の作成

新施設の運転体制、維持管理体制、安全衛生体制等について検討し、運営管理計画を作成する。

ツ 今後の課題及び施設整備スケジュールの検討

計画等の準備期間、許認可期間、手続き期間、施設整備期間等を踏まえ必要となる施設整備スケジュールを設定する。

(2) 中継施設

ア 整備基本計画策定業務期間

国の交付金内示日の翌日から2027年9月30日まで

イ 基本条件の整理

稲沢市の可燃ごみ等について、中継施設を整備するための基本的事項を整理する。

ウ 関係法令の整理

中継施設整備に関係する法令について調査し、その法令による制約条件等を整理する。

エ 公害防止基準の設定及び防止対策

関係法令に基づき、騒音、振動、悪臭その他公害の防止に関する基準値の設定及び防止対策を検討する。

オ 処理フロー及び処理方式の検討

中継施設の対象とごみの種類を整理したうえで、廃棄物の搬入から搬出までの処理過程について、経済性や安定性、作業性を考慮し検討する。

カ 施設規模の算定

整理した基本条件を踏まえ将来見込まれる廃棄物量等を予想し、最適な施設規模を算定する。

キ 概略配置・動線計画の策定

中継施設の概略配置・動線計画を検討し策定する。

ク 概算事業費及び交付金等の検討

中継施設の建設コスト、管理運営コスト（運転管理費、用役費、補修修繕費）を算定する。

また、中継施設の整備を進めるにあたり、活用できる交付金等を整理する。負担額の見込みが分かるよう内訳を作成する。

ケ 今後の課題及び施設整備スケジュールの検討

計画等の準備期間、許認可期間、手続き期間、施設整備期間等を踏まえ必要となる施設整備スケジュールを設定する。

4 PFI 等導入可能性調査

(1) PFI等導入可能性調査業務期間

国の交付金内示日の翌日から2027年9月30日まで

(2) 事業手法の整理

事業手法の概要、公共及び民間の関与度合い並びに役割分担、実施事例、国内における動向等を整理し、比較する。

(3) 事業全体の枠組み（スキーム）の検討

法的条件、対象業務範囲及び事業期間の設定、リスク分担、支援措置の検討、課題の整理等の枠組みを検討し、市場調査及び事業化シミュレーションを実施するための前提条件を整理する。

(4) 市場調査

事業化シミュレーションの実施にむけて、新施設の整備事業に対する民間事業者の参入意欲及び事業費等を調査する。調査方法は、日本国内で実績のあるプラントメーカーを中心とした民間事業者へのアンケート調査を行う。

(5) 事業化シミュレーション（VFM の検討）

これまでの検討を踏まえた事業化シミュレーションを実施し、VFM を算定する。事業化シミュレーションを実施するにあたり、財務シミュレーションによるライフサイクルコスト（LCC）の算出及び資金の財源内訳を整理する。

(6) 事業手法の評価

市場調査による民間事業者の参入意欲及び事業者シミュレーションの結果を踏まえ、総合的な視点から事業方式を評価し、新施設の整備に最適な事業方式を整理する。

5 専門委員会の運営支援業務

整備基本計画策定についての検討を行う専門委員会を2026年度から設置する予定である。受託者は、本委員会運営を円滑に進めるために、必要な会議資料の作成及び、会議への出席、会議録の作成（議事要旨作成及び音声データ録音）等を行う。会議は6回程度の開催を予定している。

6 パブリックコメントの実施支援

整備基本計画及び PFI 等導入可能性調査に係るパブリックコメントに寄せられた意見等に関する回

答を作成するなどの支援を行う。

なお、パブリックコメントの実施時期については、本業務の進捗状況を考慮し決定する。

7 その他

上記業務を実施するにあたり必要に応じて下記の支援等を行う。

- (1) 関係市町担当者との打合せへの出席
- (2) 関係機関等との打合せへの出席
- (3) 住民説明会等の資料作成及び出席等の運営支援
- (4) 上記業務遂行のために必要と判断される資料作成
- (5) 第1期地域計画の見直しに係る支援

2025年度に策定した第1期循環型社会形成推進地域計画（計画期間：2026年度～2030年度）の変更手続の必要が生じた場合には、修正等の対応

表1 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分			工事の実施				施設の存在	施設の供用				
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	地形改変並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出	施設からの悪臭の漏洩	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物					○					
		窒素酸化物	○	○			○			○		
		浮遊粒子状物質	○	○			○			○		
		粉じん等	○	○	○							
		有害物質等					○					
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○								
		施設からの騒音						○				
		道路交通騒音	○								○	
		低周波音						○				
	振動	建設作業等振動		○								
		施設からの振動						○				
		道路交通振動	○								○	
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数									○	
	水質	水素イオン濃度			○							
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)										
		水の濁り(浮遊物質)			○							
		富栄養化										
		有害物質等										
	地形及び地質	重要な地形及び地質										
	地盤・土壌	土壌環境			○							
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○						
		地下水質			○							
		日照障害				○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○						
	植物	重要な種及び群落			○	○						
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○						
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○							○		
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況											
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	○				
		残土その他の副産物			○							
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○	○		○		

注1) 表中の「○」は選定する項目を示す。

注2) 網掛けは「環境影響評価指針」(平成11年愛知県告示第445号)別表第1(点的開発)の参考項目を示す。

表2 現地調査仕様

区分		調査項目	地点数	期間、時期等
大気質	環境大気	・窒素酸化物 (NO、NO ₂) ・浮遊粒子状物質・二酸化硫黄	計画地1地点	1年間連続測定
		・窒素酸化物 (NO、NO ₂) ・浮遊粒子状物質・二酸化硫黄 ・塩化水素・水銀 ・ダイオキシン類	周辺4地点	4季×7日間
		・降下ばいじん量	計画地1地点	4季×1ヶ月
		・微小粒子状物質 (PM2.5)	計画地1地点	4季×7日間
	沿道大気	・窒素酸化物 (NO、NO ₂) ・浮遊粒子状物質	走行ルート沿道3地点	4季×7日間
	地上気象	・風向、風速・気温、湿度 ・日射量・放射収支量	計画地1地点	1年間連続
	上層気象	・風向、風速、気温 (低層GPSゾンデ観測)	計画地1地点	4季×7日間 (1日8回)
騒音、 振動	環境	・騒音、振動レベル	計画地4地点	平日・休日(計2回)×24時間
		・低周波音レベル		平日(1回)×24時間
	沿道	・騒音、振動レベル (地盤卓越振動数含む)	走行ルート沿道3地点	平日・休日(計2回)×16時間
		・交通量、走行速度		平日・休日(計2回)×24時間
悪臭		・特定悪臭物質(22物質) ・臭気指数(濃度)	敷地境界2地点	3回(梅雨期、 夏季、冬季)
		・臭気指数(濃度)	周辺住居2地点	
水質		・平水時(流量、pH)	2地点	4季×1回
		・降雨時(流量、浮遊物質量、濁度)	2地点	降雨時1回
		・土壌沈降試験	計画地内1地点	1回
土壌汚染		・環境基準項目・ダイオキシン類	計画地内1地点	1回
地下水		・地下水位	計画地内1地点	1年間に各月1回(計12回)
		・地下水質(環境基準項目、ダイオキシン類)	計画地内1地点	4季×1回
日照障害		・土地利用及び居住の状況 ・地形の状況	計画地及び周辺	1回
動物・植物・生態系		・植物相・植物群落 ・哺乳類・鳥類・昆虫類・両生類・ 爬虫類・魚類・底生動物・クモ類・ 陸産貝類	計画地及び周辺	季節の特徴が 得られるよう に設定
景観		・眺望の状況	計画地及び周辺 8地点程度	2回(着葉期、 落葉期)
人と自然との 触れ合いの 活動の場		・利用状況	計画地及び周辺	2回(平日・休 日)
		・交通量(交差点)	4交差点	平日・休日(計 2回)×13時間